

自立支援医療（精神通院）制度とは

◆精神疾患にかかる通院医療費が1割負担

（病院・薬局・訪問看護・デイケアが対象）

◆市民税(所得割)等に応じて1か月の自己負担上限額を設定



※市民税の確認が必要な人は、加入保険により異なり、国民健康保険加入者の場合は加入者全員、それ以外の方は被保険者が対象となります。

- ・指定された医療機関及び薬局のみ適用
- ・医師の診断書が必要

申請された方へ

◆受給者証が交付されるまでに**最大2か月程度**かかります。

◆受給者証は受診医療機関でお受け取りください。

（ただし、鳥取大学医学部附属病院、とよだクリニックを指定の人は **自宅に郵送します。**）

◆氏名、住所、医療機関、保険証が変更になった場合は、別途手続きが必要です。

注意点

◆受給者証の有効期間は1年です。

（更新手続期間は受給者証を必ず確認して お忘れにならないようにしてください。）

◆医師の診断書の提出は2年に1回です。

診断書の提出が不要な場合でも、更新手続期間(有効期間)

を過ぎて申請された場合は、必ず診断書の提出が必要です。

（新規での取り扱いとなります。）